皇室事項

御答信

天皇陛下から二月十五日クロアチア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、三月二十日御答信があつた。

御答電

天皇陛下から一月二十三日サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王へ発せられた御弔電に対し、三月十二日御答電があつた。

公告

諸事項

商号登記抹消公告

営業所　青森県下北郡田名部町大字田名部字柳町77番地
商　号　又十株式会社河野商店

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記である上、会社法第７条（旧商法第18条）の規定に反して商号中に会社である文字を用いており商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から30日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年４月１日　青森地方法務局

商号登記抹消公告

１　営業所　静岡県熱海市熱海1097番地
　　商　号　新熱海荘
２　営業所　静岡県熱海市熱海1097番地
　　商　号　新熱海ホテル

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年４月１日
静岡地方法務局沼津支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成27年３月23日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成27年４月１日
秋田地方法務局長　東本　武好

記

氏名　須藤　勝之
所属する土地家屋調査士会　秋田県土地家屋調査士会
登録番号　秋田第888号
事務所の所在地　秋田県秋田市山王六丁目13番７号
違反行為　本人確認義務違反

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２７年（家）第１１０号
群馬県高崎市金古町1221番地　弁護士法人龍馬ぐんま事務所
申立人　板橋　俊幸
本籍群馬県多野郡神流町大字万場981番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県多野郡神流町、死亡年月日平成25年９月25日、出生の場所群馬県多野郡万場町、出生年月日昭和３年６月20日、職業不明
被相続人　亡　黒澤　五八
催告期間満了日　平成27年10月31日
前橋家庭裁判所高崎支部

平成２７年（家）第５３５号
埼玉県熊谷市筑波１丁目56番１号ワンチスクエアビル２階　丸田・白石法律事務所
申立人　丸田健太郎
本籍埼玉県行田市大字小見907番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所埼玉県行田市、死亡年月日平成24年９月22日、出生の場所埼玉県行田市、出生年月日昭和３年９月５日、職業不明
被相続人　亡　野口　房義
催告期間満了日　平成27年10月31日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

平成２７年（家）第２０号
愛知県豊橋市大国町36番地　波田野法律事務所
申立人　波田野浩平
本籍愛知県新城市富岡字屋敷８番地の１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日昭和60年８月28日、出生の場所愛知県八名郡八名村大字富岡140番戸、出生年月日大正３年６月13日、職業不明
被相続人　亡　建部　美惠
催告期間満了日　平成27年10月17日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

平成２６年（家）第７０８２３号
大阪市中央区難波３丁目７番12号ＧＰ・ＧＡＴＥビル７階
申立人　塩路　広海
本籍大阪府大阪市北区大淀南２丁目８番地、最後の住所大阪府池田市神田１丁目４番17―Ａ号、死亡の場所大阪府池田市、死亡年月日平成25年９月８日、出生の場所大阪府池田市、出生年月日昭和32年12月10日、職業介護ヘルパー
被相続人　亡　寺尾　弘子
催告期間満了日　平成27年10月20日
大阪家庭裁判所

平成２７年（家）第１４６号
山口県周南市児玉町２丁目19番地
申立人　西尾　和彦
本籍島根県鹿足郡吉賀町六日市896番地、最後の住所山口県周南市大字須々万本郷634番地の６、死亡の場所山口県周南市、死亡年月日平成19年１月15日、出生の場所島根県鹿足郡六日市町、出生年月日昭和32年７月21日、職業自営業
被相続人　亡　梅木　則明
催告期間満了日　平成27年10月13日
山口家庭裁判所周南支部

平成２７年（家）第２４号
事務所鹿児島県姶良市蒲生町上久徳2418番地　益崎司法書士事務所
申立人　益崎　広樹
本籍鹿児島県姶良郡蒲生町上久徳2799番地、最後の住所鹿児島県姶良郡隼人町以下不詳、死亡の場所鹿児島県姶良郡隼人町、死亡年月日昭和51年11月20日、出生の場所鹿児島県姶良郡蒲生村上久徳211番戸１号、出生年月日明治39年１月18日、職業不明
被相続人　亡　岩下　ナカ
催告期間満了日　平成27年10月30日
鹿児島家庭裁判所加治木支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２７年（へ）第２号
岡山県新見市高尾362番地の１
申立人　山佐産業株式会社
代表者代表取締役　佐野　慎一
権利を争う旨の申述の終期　平成27年７月31日
平成27年３月18日　郡山簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　Ｃ02594
金額　153,600円
支払人　ウリ信用組合福島支店
支払地　福島県郡山市
振出日　平成27年２月28日
振出地　福島県南会津郡
振出人　有限会社京栄商事　取締役　崔　孝秀
最終所持人　申立人
約束手形　６通
⑴手形番号　Ｃ00737
金額　104,000円
支払期日　平成27年３月31日
支払地　福島県郡山市
支払場所　ウリ信用組合福島支店
振出日　平成27年２月４日
振出地　福島県南会津郡
振出人　有限会社京栄商事　取締役　崔　孝秀
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｃ00738
支払期日　平成27年４月30日
⑶手形番号　Ｃ00739
支払期日　平成27年５月31日
⑷手形番号　Ｃ00740
支払期日　平成27年６月30日
⑸手形番号　Ｃ00741
支払期日　平成27年７月31日
⑹手形番号　Ｃ00743
支払期日　平成27年８月31日
⑵、⑶、⑷、⑸及び⑹の約束手形の金額、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ